
◎町長行政報告

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、町長の行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

（町長 齋藤文彦君 登壇）

○町長（齋藤文彦君） 平成26年松崎町議会第3回定例会の開会にあたり、謹んで行政報告を申し上げます。

平成26年度も9月となり、年度の折り返し点を迎えることとなりました。今年度はアベノミクスの効果により、景気回復の兆しが見受けられるという報道もあるなかスタートしましたが、当町においてこれを実感するにはもう少し時間がかかるのではないかと思います。

観光施策や地域産業の振興策に今まで以上に力を注いでいかなければならないと感じているところでございます。

また、今年は初めて県の総合防災訓練が賀茂郡を主会場として実施されました。当町におきましても、避難所の開設、運営訓練や透析患者緊急搬送訓練、海上漂流者連携救助訓練などが行われ、町全体で3572人が参加しました。大災害が起こらないことを祈るばかりですが、発生したときに備えて準備しておくことの大切さを肝に銘じた次第です。

歯止めのかからない少子高齢化や人口減少など取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。第5次総合計画の将来像である「一人ひとりが主役となり、活力とやすらぎと感動のあるまち」の実現に向けて、全課一丸となって取り組んでいるところでございますので、今後とも議員の皆さんにはご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、7月以降の町政の動向について概要を4点ほどご報告いたします。

一つ目は、幼稚園の統合と保育園の移転についてであります。本件につきましては、第4次被害想定を踏まえて対応を検討し、ともにレベル2の津波浸水地域外に建設することとしました。用地は、幼稚園については統合して旧岩科小学校跡地、保育園については旧中川小学校跡地を選定いたしました。

今後は具体的な建設に移り、議員の皆さんにも説明し、また、ご意見をうかがう機会もあるかと思っておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思ひます。

二つ目は、西区津波避難タワーについてであります。西区避難タワーにつきましては、西区内に用地を求め、建設に向けて作業を進めていたところですが、地元の西区から避難タワ

一の建設を休止して、避難ビルを検討して欲しいとの要望書が提出されました。要望の趣旨は、避難後にながれき等で降りられなくなった場合に居留スペースが必要であり、タワーよりビルの方が助かる確率も高いというものです。区民の総意ということもあり、県も含めて検討していくため、事業着手が遅れる状況となりました。

三つ目は、伊豆まつぎ荘への対応についてであります。伊豆まつぎ荘の経営状況につきましては、厳しい経営状況を打開するため、平成23年度に一般会計から貸付を行ったところですが、依然として厳しい状況が続いています。対象を絞った誘客宣伝を積極的に進めた結果、果実が秋以降少しずつ実りはじめていますが、現状を打開するには至っておりません。

こうした状況をふまえ、今回の補正におきまして、再度貸付を計上することといたしましたので、ご理解をたまわりますようお願いいたします。

最後に、町税等の還付加算金の未払い問題についてであります。本件につきましては、全国の複数の自治体における還付加算金の未払いの報道を受け、当町の還付事務処理手続きを確認したところ、他の自治体と同様、法令の解釈を誤り、加算期間が正しく算定されていないことが判明いたしました。

詳細はのちほど報告いたしますが、今回のことを反省し、再びこのようなことが起きぬよう事務処理の確認を徹底するよう指示したところでございます。

本日は町営観光施設の入館状況について他4件についてご報告いたします。詳細は担当課長より申し上げます。

○企画観光課長（山本 公君） それでは、企画観光課から町営観光施設の入館状況につきましてご説明をさせていただきます。資料ナンバー1をお願いいたします。

まず、はじめに5ページをお願いしたいと思います。5ページに町営観光施設の利用状況、8月末の速報が記載してございます。こちらの方からご説明をさせていただきたいと思っております。

右側の累計、26年度、25年度というところでご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、上段に伊豆まつぎ荘の8月までの累計の宿泊利用者数がございまして、8792人ということで、前年対比102人のマイナスでございまして。

伊豆の長八美術館につきましては、1万2964人ということで、前年対比478人の減でございまして。

重要文化財岩科学校につきましては、9529人ということで、前年対比1326人のプラスとなっております。

明治商家中瀬邸でございます。7894人ということで、266人の減ということになります。なお、民芸館、三聖苑につきましては売上でご説明をさせていただきます。民芸館につきましては、利用者数が増えておりますけれども、前年につきましては、体験者の数でカウントさせていただいておりますが、今年度につきましては、売店の利用者の数でカウントさせていただいておりますので、大幅に増えております。

まず、民芸館でございますが、471万2676円ということでございまして、78万8696円の減でございます。

花の三聖苑でございます。1218万6302円ということでございまして、36万1376円の増ということになります。

かじかの湯につきましては、1万4286人ということで、1080人の増となりました。

8月単月の状況で見てもまいりますと、重要文化財岩科学校、かじかの湯で増となっておりますが、その他の施設で減ということでございます。

累計におきましては、伊豆の長八美術館、伊豆まつぎき荘、中瀬邸、民芸館で減少ということでございます。

引き続き1ページをお願いしたいと思います。入館状況につきましては、ただいまご説明をさせていただいた数値が最新となりますので、収支状況でご説明させていただきたいと思っております。

まず、伊豆まつぎき荘でございます。中ほどに収益がございましてけれども、7749万4000円でございます。前年度より535万円収益といたしまして増えております。公債費、減価償却費を按分して加えた費用につきましては、前年度より366万5000円増加いたしまして、9442万1000円ということになっております。利益につきましては、前年度に比べまして、168万5000円改善をしておりますが、マイナスの1692万7000円という結果でございます。

引き続きまして、2ページをお願いいたします。2ページにつきましては、各観光施設の様子が記載されておりますが、長八美術館、下段をお願いいたします。収支差額ということで、長八美術館につきましては、マイナスの330万7000円でございますが、前年より182万7000円改善いたしております。

重要文化財岩科学校でございます。マイナスの121万6000円でございます。前年より5000

円ほど悪化しております。

3 ページ目をお願いいたします。明治商家中瀬邸でございます。収支差額マイナスの116万円でございます、前年度より11万6000円悪化いたしております。

民芸館でございます。収支差額マイナスの200万5000円でございます、前年に比べ220万6000円の悪化ということでございます。

最後に4 ページをお願いいたします。道の駅花の三聖苑がございますが、マイナス234万4000円でございますが、前年度より22万5000円ほど改善をいたしております。

7 月末の累計につきましては、伊豆まつぎ荘、長八美術館、道の駅花の三聖苑で前年度より収支の改善がみられております。今後も伊豆まつぎ荘、振興公社、関係団体等々とも連携をいたしまして、誘客に向けたキャンペーン、イベントの展開あるいはエージェントセールス等を実施してまいるといことで考えております。

また、近隣市町とも連携をいたしまして、伊豆は一つということのもとに伊豆への観光客の誘致を図ってまいりたいと考えております。今後ともご理解、ご協力のほどお願い申し上げまして、観光施設の入館状況についてのご説明とさせていただきます。

○生活環境課長（高橋良延君） それでは、生活環境課から行政報告の2 番目、公営企業会計平成26年7 月末経営状況についてご報告をさせていただきます。

資料ナンバー2 番の方をお願いいたします。はじめに、水道事業会計の方でございます。本年度7 月末収益、営業収益、営業外収益を合わせまして、4612万8000円、前年対比2 万2000円、若干の増ということになっております。理由といたしましては、7 月末現在の有収水量につきまして、29万9388m³で、内訳で営業用の使用が増加しております。この関係で若干の収益の増ということでございます。また、会計制度の改正による予定収益を入れますと、収益の合計が5016万6000円、前年対比406万円、8.8パーセントの増となっております。

一方費用の方でございます。営業、営業外費用に予定費用を加えました事業費用合計につきましては、4520万7000円、前年対比160万8000円、3.7パーセントの増でございます。また、今回の会計制度の改正によりまして、特別損失220万6000円を計上したことによりまして、その結果、差引純利益につきましては、275万3000円、前年対比24万6000円、9.8パーセントの増となりました。

続きまして、温泉事業会計でございます。はじめに収益の方です。営業、営業外収益を合わせまして、2012万4000円、前年対比38万円の減、1.9パーセントの減となっております。

理由といたしましては、自家用の休止が8件増加いたしました。こういった休止件数の増によりまして、収益の減ということになっております。予定収益を加えた事業収益の合計につきましては、2085万4000円、前年対比35万円増、1.7パーセントの増となっております。

一方、費用でございます。営業費用、営業外費用に予定費用を加えました事業費用合計は、1908万1000円、前年対比9000円の減ということでございます。今回の平成26年度の会計制度の改正によりまして、特別損失70万9000円を計上したことによりまして、結果、差引純利益につきましては、106万4000円、前年対比35万円、24.8パーセントの減となりました。

両会計とも平成26年度の会計制度の改正によりまして、特別損失を計上したことによりまして、両会計とも費用は増加しておりますけれども、最終の差引利益につきましては、ほぼ前年並みを確保しているというところでございます。

以上、7月末公営企業会計の状況についてのご報告を終了いたします。

○窓口税務課長（山本稲一君）　　続きまして、窓口税務課から行政報告をさせていただきます。資料ナンバー3をご覧ください。町税等の還付加算金の未払いについてでございます。概要につきましては、この度、全国の複数の自治体における還付加算金、これは還付金に対する利子相当分となりますけれども、こちらの未払いの報道を受けまして、県内でも多くの自治体で事例が発生していることから、当町の還付事務処理手続きを確認しましたところ、還付金につきましては適正な事務処理が行われておりましたが、還付加算金につきましては事例の発生した他の自治体と同様に法令の解釈を誤り、加算期間が正しく算定されていないことが判明いたしました。

原因といたしましては、確定申告を行う必要のない給与所得者の方などが確定申告の期限を過ぎ、さかのぼって確定申告等を行ったことにより還付金が生じた場合、還付加算金の計算の起算日を本来「納付又は納入があった日の翌日」（地方自治法第17条の4第1項第1号）とすべきところを、「所得税の更生の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日」（地方自治法第17条の4第1項第3号）と法令の解釈を誤っていたためであります。

地方税法を抜粋したものを2ページの方に添付してありますので、そちらをご覧ください。そちらをちょっと朗読させていただきます。第17条の4「地方団体の長は、過誤納金を還付し又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日までの期間の日数

に応じ、その金額に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額を加算しなければならない」ということになっておりまして、第1号で「更生、決定若しくは賦課決定により納付し又は納入すべき額が確定した地方団体の徴収金」につきましては、「当該過納金に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があった日」とされておりまして、確定申告を行う必要のない給与所得者の方などは本来この条文に該当するものでありましたが、第3号「所得税の更生に基因してされた賦課決定により納付し又は納付すべき額が減少した地方税に係る過納金」「当該賦課決定の基因となった所得税の更生の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日」に該当するというふうな誤った解釈をしておりました。

1ページに戻っていただきまして、表の方をご覧ください。誤った解釈によりまして、本来この表のBの期間で計算するところをAの期間で計算してしまいましたことからこの表のその差の計算不足期間が生じたものであります。

対象者それから金額につきましては、平成21年度から25年度までで個人町県民税が22名、12万9100円でありました。それから、国民健康保険税も見直しましたところ、誤りが発見されまして、現在そちらにつきましては調査中でありまして、今後の対応としまして、未払いとなっている還付加算金につきましては、判明したものから順次対象者の皆様にお詫びをし、早急に支払いの手続きを進めてまいります。

再発防止策としましては、今後、関係法令の確認を徹底するとともに、チェック体制の強化に努めてまいりたいと思います。

次に、3ページをご覧ください。固定資産税の課税誤りについてでございます。概要につきましては、複数の自治体における固定資産税の課税誤り（共同住宅等における住宅用地の課税標準の特例の適用漏れ）でございますけれども、そちらの報道を受けまして、当町の該当施設につきまして確認しましたところ、課税標準の特例の適用漏れがあることが判明いたしました。

原因ですが、住宅用地につきましては、その税負担を特に軽減する必要から減税の特例措置がありますけれども、非住宅用の建物の一部が用途変更されまして住宅用の建物に転用されておりまして、当時実態を把握できずに住宅用地の特例措置が適用されていなかったものであります。

住宅用地の所有者は、異動がない場合を除いて、住宅用地の所在等について申告書を提出してもらうことになっておりますけれども、固定資産税は賦課課税方式がとられております

ので、申告がなくても住宅用地の認定はされなければならないといったものでございます。

対象年度と金額につきましては、平成24年度、25年度で60万円ほどになります。今後の対応としましては、対象者の方にお詫びし事情を説明するとともに、24年度、25年度分につきましては還付の手続きを進め、26年度については、減額更生の手続きを進めてまいります。

再発防止策としまして、今後、関係法令の確認を徹底するとともに関係部署との連携を密にし、情報収集、チェック体制の強化に努め、制度について住民の皆様への周知を図ってまいります。

この度は、還付加算金の未払いと固定資産税の課税誤りと住民の皆様大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上、窓口税務課からの行政報告をさせていただきました。

○総務課長（山本秀樹君） それでは、報告の4番目、津波避難タワーの整備について報告をさせていただきます。資料の4をご覧くださいと思います。

津波避難タワーにつきましては、まず、1基目として西区の浅井精肉店横に建設をすることで整備を進めてまいりました。ところが、資料にあるとおり、8月8日付けで休止を求める旨の要望書が西区の方から提出されました。

内容は、タワーでは避難にあたって設備が不十分であり、避難ビルを望むというような内容でございます。また、裏面にあるとおり、町内5区の区長様からも5区として共同して取り組んでいきたいというような区民向けの文書も回覧されたというようなことがございます。場所も三省社の建っている場所へというようなことになっております。

文書が提出された際には、実現はかなり難しい旨は話をしてありますけれども、西区の皆さんも区の総会を開いて決めたことですので、設備の充実等も対象になるか等の確認も含めて県と協議をしながら回答していくというようなことといたしております。

結果としまして、建設に着手することが遅れておりますけれども、できるだけ早いうちに回答できるよう取り組んでいるところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（稲葉昭宏君） 以上で町長の行政報告を終わります。

暫時休憩します。

（午前 9時27分）